

令和2年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年9月7日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和2年9月7日（月） 午前8時59分
散 会 日 時	令和2年9月7日（月） 午後4時55分
委 員 長	市ノ川 徳 宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	阿 部 慎 也      田 中 克 美      秋 谷      修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 1 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 7 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 5 号	令和 2 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 6 号	令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 8 号	令和元年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	原案可決
第 8 0 号	令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 8 1 号	令和元年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 8 3 号	令和元年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 8 4 号	令和元年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	山 崎 勝 利
都市建設部副部長	三 村 正
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	福 智 秀 一
建築住宅課長	関 口 敬 一
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
市街地整備課長	中 越 好 康
市街地整備課副参事	田 村 邦 博
都市建設部参事兼道路課長	中 根 治 人
道路課副参事	大 堀 勝 彦
下水道課長	山 崎 眞 也
水道課長	小 林 弘 樹

水道課副参事  
都市建設部参与兼産業団地プロジェクト  
産業団地プロジェクト課長

原 口 均  
福 田 順 一  
戸ヶ崎 徹

吹上支所長  
川里支所長

細 野 兼 弘  
山 縣 一 公

書 記 小野田 直 人  
書 記 中 島 達 也

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) それでは、ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部 慎也 委員と田中 克美 委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第 71 号 市道の路線の認定について、議案第 72 号 令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち本委員会に付託された部分、議案第 75 号 令和 2 年度鴻巣市水道事業会計補正予算 (第 1 号)、議案第 76 号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第 78 号 令和元年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第 80 号 令和元年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第 81 号 令和元年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第 83 号 令和元年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第 84 号 令和元年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案 9 件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第 71 号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第 72 号の一般会計補正予算、議案第 75 号、議案第 76 号の一般会計決算認定、議案第 80 号、議案第 81 号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第 76 号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第 78 号、議案第 83 号、議案第 84 号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予

算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第71号 市道の路線の認定について、執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第71号は、市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

議案及び本日お配りいたしました参考資料の公図の写しも併せて御覧いただきたいと思っております。

初めに、図面ナンバー1、市道認定図を御覧ください。市道A-433号線でございますが、起点を鴻巣市天神2丁目604番3地先とし、終点を鴻巣市天神2丁目604番1地先とします。幅員4.50メートル、延長138.37メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2、市道認定図を御覧ください。市道B-532号線でございますが、起点を鴻巣市小松1丁目4558番1地先とし、終点を鴻巣市小松1丁目4558番10地先とします。幅員4.50メートル、延長80.27メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。市道C-363号線でございますが、起点を鴻巣市栄町70番4地先とし、終点を鴻巣市栄町53番10地先とします。幅員4.02メートルから4.50メートル、延長49.02メートルの路線でございます。

以上、3路線につきましては、いずれも開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

続きまして、同図面の市道C-652号線でございますが、起点を鴻巣市栄町49番11地先とし、終点を鴻巣市栄町53番10地先とします。幅員5.00メ

ートル、延長34.80メートルの路線で、過去の開発行為に伴い帰属された未認定の行き止まり道路が隣接地の開発行為により通り抜けが可能となったため、認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前10時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第71号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 先ほど視察をしてきましたが、反対側に、お尻から順番が回ったので、ちょっと整理をしながら質問をさせていただきます。

まず、栄町のほう、市道C-652号線とC-363号線について質問させていただきます。一応説明は受けたのですが、これ今回C-652号線とC-363号線を一緒に認定するというので、もともとC-652号線というのはあったと思うのですが、幅が5メートルの4.5メートルの一番奥のところは4.2でした。ちょっと不思議に思ったのが、書いてある開発業者はエーティーホームズだったのだけれども、あれは販売がミサワホームなのですか。その点ちょっと確認したいのですが。

(建築住宅課長) 開発業者については、エーティーホームズが開発をしております、そこに建てているものはちょっと、建設をどこがやるかについては私どもも特に開発の中では把握しておりません、今日現地に行ったらミサワホームのほうに建てていたということですので、特にそこは違っていても問題はないということになると思います。

(田中) もう一点、既設ごみ集積所の関係なのでありますが、前のC-652号線の時も既設の集積所を利用したと。今回のC-363号線の新たに、一緒に認定しているのですが、新たにやったほうのところ、できる家に関しても既設の集積所を使うということなので、約10軒近く、

9軒かな、その分のごみ集積所がちょっと大変になるのではないかなと思うのですが、その集積所の関係はどのようにしてクリアにしたのかなというのがあるのですけれども、お願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) ごみ集積所に関しましては、開発事業地内にごみ集積所を設けなくても、近隣自治会と協議して了解を得られれば既存のごみ集積所にごみを出しても問題ないということを知っております。

以上です。

(田中) 分かりました。今回ちょっと見たら、あそこの道路の上の、アンダーパスの上のところの側道の行き止まりみたいなところに集積所が多分あったので、市の土地だと思うので、そこを利用しているから、そういう問題が発生しなかったのではないかなと推測をされるのですが、一応自治会の許可をもらうという形なのですね。分かりました。

それでは次に、回った順にちょっと聞いていこうと思うのですが、B-532号線、この小松原神社の脇なのですが、ここは確か5メートルといったかな。4.5だったかな。

(何事か声あり)

(田中) 4.5か。書いてあった。ごめんなさい。建築条件がないということであったのだと思うのですけれども、これちょっと、このところちょっと集積所確認しなかったのだけれども、10棟ぐらい多分あったので、集積所があったかと思うのですが、その辺についてちょっともう一回お聞きします。

あと、ぱっと見た感じ集水の関係がちょっと見当たらなかったのですけれども、敷地内の雨水の、その辺がどうなっているか。小松1丁目のほうのところなのですけれども。分かる範囲で。

(道路課副参事) まず、1点目のごみの集積所の関係です。

ごみの集積所につきましては、小松原神社に近いところに設けてあります。こちら議会のほうの議運の資料のほうで事前に提出させていただいていますが、4.4平米の面積で設置してあるということです。

続いて、雨水浸透の施設の関係になりますが、施工主がファイブイズホ

ーム、こちらが施工しております。施工に伴って、敷地内につきましてはシステムパネル式の浸透施設が設けてあり、おのおの開発道路または隣接する市道の今回施工承認等で施工しました道路側溝、こちらのほうに浸透施設を設けて接続されている状況ですので、見た感じシステムパネル、地下に埋め込むタイプなものですから、ちょっと外見上見づらかったかなというふうに考えております。

以上です。

（田中）最後に、A-433号線、山岸工業のところなのですが、14区画で、このところはまだ南側のところに線引きしていないというか、区画割りをしていない土地が残っていたのですが、それはどのような理由からでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）南側につきましては、今後開発が予定されているようでございます。

以上です。

（田中）それは、同じ山岸工業ではなくて、違うところになる可能性があるのですか。

（都市建設部参事兼道路課長）山岸工業と聞いております。

（田中）では、ここも集積所はちょっときれいな集積所だったのですが、当然同じ開発業者だと同じところの集積所を新たに開発になっても使うのかなという感じがするのだけでも、その辺はどういうふうに指導していくのでしょうか。

（建築住宅課長）この敷地の南側のところにつきましては、現在開発の事前協議が提出されておりました、その図面によりますと、新たにもう1か所ごみ集積所が設けられる計画になっております。

（田中）では、最後に、一番北側のたしか1間道路ぐらいのところがあって、そこのところを開発業者がセットバックしていたと思うのですが、道路のあんばいを見るとちょっとあまりいい状態ではなかったのですが、その辺の協議というのはしていないのでしょうか。

（道路課副参事）開発隣接地の道路のことだと思うのですが、こちらのところについて、本来であれば道路側溝整備をお願いをいたしま

した、道路課としまして。ただ、開発業者のほうで、道路側溝並びに舗装もしていただけますかということでお願いをしたのですが、現状砂利の状況になっておりますが、要望を受けていただけなかったという形になっております。

以上です。

（田中）あそここのところは、多分勾配がバイパスに向かって結構あると思うのです。今までも人形町のもうちょっと上のところから川のように雨が降ると流れてきますので、砂利だと当然それが下流というか、下のバイパス寄りの畑に入るのが今までの常だったので、その辺というのは多分行政も把握しているのではないかなと思うのですけれども、今後その辺は指導していけるのでしょうか。

（道路課副参事）今現在のところ、市のほうへ移管をされている、寄附をされている道路となりますので、お願いの中では可能かなとは思いますが、強制力は実際のところないところでございます。

以上です。

（田中）以上で終わります。

（川崎）では、ただいま4路線の現地を視察をしてみました。まず、全部鴻巣地域なわけだったのですけれども、記号について、路線の番号にA、B、Cとそれぞれついているのですが、まずこの記号の意味についてお尋ねいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）記号についてなのですけれども、旧鴻巣市、それと旧吹上町地区、それと旧川里町地区で付番の仕方がちょっといろいろ違いがございます、それについてご説明申し上げます。鴻巣地域におきましては、1級市道の路線番号はA-1001からになります。2級市道の路線番号は、A-2001から付番いたします。遊歩道の路線番号は、A-3001から付番になります。その他市道の路線番号は、地区をAからLまで12地区に分割して付番しております。A地区につきましては、市道番号1から順番に付番しております。B地区についても1から順番に振るという形になります。AからLまで全部1から付番ということになります。

吹上地区なのですけれども、1級、2級の区別はしておらず、吹1号線から付番しておりますので、その中に1級、2級市道が点在する形になります。そのほか、吹1号は、1から始まるやつは通り抜け道路に付番しております。吹2001からは、行き止まり道路に付番しております。ただし、堤外道路については吹1001から吹1095を付番しております。

旧川里地区に関しましては、1級市道の路線番号は川1から付番しております、2級市道の路線番号なのですけれども、それは川の101から付番しております。その他の市道に関しましては、川の1001からや、2001、3001からの3地区に分けて付番しております。川里地区に関しては、行き止まり道路の路線分けはございません。

以上です。

(川崎) 今ちょっと聞こえなかったところがあったのですけれども、吹上、川里についての行き止まり道路についての説明はあったのですけれども、鴻巣地域の中での行き止まり道路というのは何かご説明ありましたっけ。番号については。すみません。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。鴻巣地区の行き止まり道路の付番について、ちょっと説明が抜けておりましたので、もう一回させていただきます。

鴻巣地区に関しましては、B地区に関しましては市道番号の701以降、701から付番いたします。C地区に関しては、501から行き止まり道路に付番しております。D地区に関しましては、市道番号501以降は荒川堤外道路に付番しております。EからLに関しましては、501番以降の行き止まり道路に付番しております、今回栄町のC-652号線は行き止まり道路だったので、500番以降に付番しましたので、近い道路であっても300番台と600番台という形になります。

以上です。

(川崎) では、C-652号線についてなのですけれども、今回現地を見させていただきまして、状況については分かりました。帰属された道路が、その未認定の行き止まり道路が今回は隣接地の開発行為により通り抜けが可能になったため認定するというふうになっております。

そこでお聞きしたいのが、帰属された道路が必ずしも認定されるものではないということだと思いますが、その未認定の帰属道路というのは市内に相当数あるのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）未認定の帰属道路は市内に相当あるのかというご質問だったと思うのですが、全体については把握しておりませんが、未認定の開発に伴う帰属道路は、平成22年度から令和元年度までの過去10年間の件数は61件ございます。

（川崎）今の答弁ですと、未認定の帰属道路は分からないけれども、今回のような、未認定だったのだけれども、開発に伴い認定されますという道路が10年間で61か所ありますという意味だと思います。当然この61か所につきましては認定されるわけですので、補修等についても安心だと思っておりますが、帰属はされているものの未認定の道路、把握できない道路についての補修等についてはどうなるのでしょうか。どう対応されているのかお伺いいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）市が管理する道路におきましては、市道認定されていない道路も市道認定されている道路も同様の扱いになっております。認定しているのと、していないのも同様に扱っております。

（川崎）ということは、認定していようが、していまいが、帰属されたということで、道路の補修や何かについては市で行うということでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）はい、そのとおりでございます。

（川崎）関連してお伺いしたいのですけれども、同じ行き止まりで、販売業者が位置指定道路という名前をつけて、名前をつけてといいましょうか、そういう位置指定道路という図面見たことあるのですけれども、それで販売業者がそうやって販売する場合があるかと思えます。この場合の位置指定道路の位置づけについてお伺いしたいのです。これは、私道という扱いだったのか、市道という扱いだったのか、ちょっと確認です。それで、関連して補修等の扱いはどうなるのかということをお伺いしたいと思えます。

（建築住宅課長）位置指定道路というのは、建築基準法の第42条の1項

5号の道路のこととして、道路法等のそういった法律によらないで築造した、国土交通省の政令の基準に適合をしているというようなもので、市に申請をいただいて、それが基準どおりにできていれば市のほうでその位置を指定しているというようなことで、位置指定道路というふうに言っております。いわゆる私道ではあるのですが、その道路がまた通り抜けていたりすれば、その後帰属を受けると、帰属というか、市のほうに移管されるというようなものも物によってはあるようです。

(道路課副参事) ただいまのご質問の中のちょっとお話の中で、あくまでも位置指定道路、通常は建築基準法上によるもので、市のほうへ帰属される場合とされない場合がございます。あくまでも私、共有だったり、個人であったり、そういう形で持たれている場合、それと市へ帰属する場合も中にはございます。これは寄附による帰属の関係になりますが、市では、道路の適正な管理を行い、地域の生活環境の向上を図ることを目的に、鴻巣市私道等寄附受入要綱というのを平成9年に定めております。こちらの要件では、当然接道の条件、また接続戸数が5戸以上、また寄附をしようとする幅員が4メートル以上、そういった事柄や基準、道路構造であるとか、そちらには排水構造を設けなければいけない、当然舗装までしていなければいけない、また隅切り等の基準を設けておまして、該当する私道、こちらは寄附を受けております。ですので、位置指定道路といっても、私道をお持ちの場合もあります。その後整備の後に市へ寄附されているものも中にはございます。それによって、私のものであれば個人管理、市に寄附されているものであれば市が管理という形を取らせていただいております。

以上です。

(秋谷)市道のC-652号線のところでちょっとお伺いしたいのだけでも、以前は、先ほど大堀さんが説明した案件よりももっと前、要は突っ込み道路でも市が受けていた道路というのがありますでしょう。それがいつ頃から市が要は帰属というか、寄附なりなんなりを受けなくなった年の境というのはいつになるのだろう。自分のイメージだと、合併の前後で交付税の算定基礎に市の道路の延長が含まれなくなった前後ぐらい

だったかなと思うのだけれども、いつ頃からか、ちょっと記憶がもしそちらであれば教えてもらいたいのだけれども。

(道路課副参事) 過去の履歴でございますけれども、やはり合併のときに一つの帰属を受ける受けない、そういったものがあります。それは、旧鴻巣市、旧吹上町、旧川里町、これによって取扱いというのが違いがございました。合併前までの旧鴻巣市については、今までの認定調書、また資料などから、合併前につきましては認定していた時期があった、行き止まり道路ですね、開発道路の、帰属の、こちらがあったということ推測できます。旧吹上町、合併前ですけれども、これ認定していません。また、帰属も受けていないという時期もあったというのがちょっと過去の履歴で出てきております。旧川里町につきましては、実のところ開発行為、こういった行為が今と比べて少なく、ケースもほとんどなかったということで、現在のところ全てはちょっと把握していない状況でございます。

以上です。

(秋谷) そのC-652号線の話なのだけれども、先ほど開発行為で市が帰属というのかな、寄附というのか、それを受けるのが5件というような話がさっき大堀さんからあったのだけれども、実際このC-652号線の帰属日は平成25年の9月21日なのだけれども、区画数は4区画ではない。その5件との関係でいったら、1件足りなくないかい。先ほど説明の中で何か5件以上みたいな話があったような気がしたのだけれども。行き止まり道路で開発で受け取るのは。これ4件だよ。

(道路課副参事) 先ほどの説明の中で位置指定道路、そちらを市のほうが帰属を受ける場合の基準などについて申し上げさせていただきました。今回は開発道路という形でありますので、開発道路については5件、それを下回ったとして、今回該当4件、C-652号線につきましては4件でございますが、それでも開発道路については開発帰属を受ける形になります。

以上です。

(秋谷) あとは、C-363号線とそのC-652号線が接続して今回の経緯

になったのだけれども、もともとはC-363号線の、今朝配付されたところでいうと、こっちのC-363号線というのは、もともと一切道がなかったところを、では丸々取り付けて、こっちのほうに業者のほうが開発上ぶつけたという捉え方でいいのかな。確認。

（道路課副参事）はい、そのとおりでございます。

（秋谷）あと、これは開発だから受け入れると。今既存の中で、要は先ほどの合併後で、例えば開発ではないのだけれども、実際位置指定でもなく、帰属を受けていない土地というのがあるのかな。要は私道で持っていてしまっているところというのが。いや、逆にそういう道があると、その周辺の住宅の方々は建て替えやら何やらで困ることも出てくるのではないのかなということなのだけれども、そういうのは市は把握していないか。私道は。

（建築住宅課長）開発道路につきましては、法律上これ完成した時点で市のほうに帰属ということになっていきますので、これは帰属を受けることになっていきます。位置指定については、そういったような法律になっておりませんので、実際に位置指定を設置した方が市のほうに所管を移して、これ以降は市に管理してもらいたいということであれば、先ほど道路課のほうで説明したとおり、基準に合ったものであれば市のほうで受けるというふうなことになると思います。どちらにしろ、建て替えの場合には建築基準法で指定した、先ほど申し上げましたけれども、42条の1項の1号から5号までに合致したものでなければ建築はできないというふうなことになっております。

（秋谷）ちょっと昔、建築住宅課長がいるからあれなのだけれども、逆に聞きたいぐらいなのだけれども、以前は例えば突っ込みの道路が奥の、位置指定という考え方がない時期だね。要はその地権者自体が幾つか土地を切り売りして、ここの行き止まり道路自体を市側に寄附していない土地というのが残っているのだ。それで、奥のほうの方々が例えば建て替えるとき、手前のほうの利用者が建て替えるときにその所有者からここは借りられる、借りられないというのを確認して、借りられるという話になってしまうと、奥の家は建て替えられないの。昔建てた住宅の中

には。そういう道路が市として認識をお持ちなのか、お持ちでないのか。というのは、奥のほうに建っている家の人たちは新築の建て替えて利かないわけだ。基礎はそのまま残しておいて、上物部分だけをリフォームするようなことしかもうできなくなってしまうのだよね。要はある意味使えない土地をお持ちの方々というのが結構いるのよ。そういった方々が、この道路の絡みで困ってしまっている人が大勢いらっしゃる。そのことをご存じなのかどうかということころなのだ、認識として。

（建築住宅課長）今おっしゃられたようなケースは、市内に何か所かというか、かなりの数あると思います。確かに昔道路がないところに家が建ってしまって、建て替えができないと。かつては建築基準法の43条のただし書というのがありまして、特定行政庁のほうで安全であるということであれば、それで建築確認を下ろすということがあったのですが、これが平成12年ですか、ちょっと法律が厳しくなりまして、きちんと許可を得ないといけないというようなことになりまして、この許可が、今県で行っているのですが、非常に厳しくて、原則としてというか、まずはちゃんと今言ったような位置指定道路、これの設置ができないかですとか、それから土地の区画を変えることによって市道ですとか、そういったほかの道路にきちんと接続することができないか、こういうことをいろいろ検討した上で、それでも無理だということであれば許可を出すということなのですが、そのためにはそれに接する土地の所有者の方々の皆さんの同意が必要というようなことにもなりますので、なかなかちょっと難しいところではあります。ただ、そういったような場所で建て替えが実際にできなくて相談に来るといったようなケースが何件もあるというのは承知しております。

（秋谷）今の道路の認定の話からちょっと横道それてしまっているようだけれども、その奥というか、実際利用したくても自分の希望どおりの利用できない市民の方々が固定資産はちゃんと払っているわけなのだ。逆に言うと、その周辺を例えば道路課がやるのか、建築住宅課がやるのだか、そここのところは分からないけれども、うまくまとめてあげることというのを考えてあげたほうがいいと思うのだけれども。そういうのは

不可能なのかね。もちろん個人の私有財産だから、それは簡単ではないけれども、そうしてあげないと使えない土地が残ってしまうよ、いずれ。みんな相続だって受け取らなくなってしまうから、そういう土地は。そうすると、周辺環境に影響出てしまうし、本当は隣地が買い取ってくれればいいけれども、隣地には売りたいくないという人もいるし。嫌がらせされたからというので。何とか本来その利用の目的に合って、税をいただいている以上、ちゃんと100%その土地に合った利用の方策というのを考えてあげないといけないのではないかと思うのだけれども。何かお答えがあれば、それだけお伺いしておきます。

(建築住宅課長) おっしゃるとおり建て替えもできないというようなところで、仮にそれがまた人が住んで、建築基準法の確認申請が要らないような改修をしながら、ちゃんと維持していただければまたいいのかもしれないのですけれども、また空き家になったりして、それがまた非常に適切に管理されないような状況になると、非常に市としても、そういったようなケースになれば、そんなことになっていくと危惧される状態になっていくのですけれども、なかなかすぐにこれを解決するような方策もなく、今後場合によっては何か方策は立てていかなければいけないというふうには思いますけれども、ちょっと現時点では特に方策がないというような状況です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) それでは、49ページの都市計画課のところに出ています1,779万円の……違ったかな。

(70万9,000円の声あり)

(田中) 1,770万9,000円の件についてご質問をさせていただきます。今の説明では公園用地というところを買い取るということでありましたが、議案の説明書だったかな、議案説明の中では一応2つ載っていたと思うのですけれども、その公園、遊園地という言葉で載っていたのが今の説明のところだったのかなと思うのですけれども、このところは一応以前に滑り台があるところ、だから場所ですと、一応2丁目10番、1番と書いてあるのですが、マンションのところを入れていって、左側に曲がる場所の角のところの一角、Tの字のところのテニスコートの手前のところというところで、今の説明のところがあります。それで、もう一点、テニスコートとして使うような、買うというような説明が議案説明の中であったと思うのですけれども、その場所については、今の公園の隣のテニスコートなのだから、その次のマンションの脇のやっぱりコートが多分あったと思うのですけれども、その隣接地かなと思っただけですけれども、その辺についての場所、位置はどの位置なのでしょう。

(都市建設部参事兼都市計画課長) テニスコートにつきましては、公園のすぐ隣にありますところの2面のコートになります。

以上です。

（田中）ということは、今の公園借りているところの脇には畑がありますよね。そこを買い取るという話なのですか。それでテニスコートにするということなのですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今回補正予算に上げているのは、既存の公園と既存のテニスコートになります。

（田中）すみません、私の勘違いです。ということは、テニスコートも借りていたので、テニスコートも買うということでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）はい、そのとおりでございます。

（田中）やっと話が見えました。ありがとうございます。

以上です。

（川崎）では、同じところなのですから、これまでの経緯ということで先ほどご説明がありましたけれども、これまで要するに借りていたという状況になるかと思いますが、これは金額というのは発生しているのでしたっけ、まず。

（都市建設部参事兼都市計画課長）こちらの土地につきましては、土地使用貸借契約ということで、使用料をお支払いはしないで、固定資産税がお支払いしなくていいような形になった形で土地使用貸借契約を結んでいます。

（川崎）今回の1,770万9,000円という金額なわけなのですから、この面積及び金額ということの妥当性というか、そこについて一回お伺いいたします。また、地目というのはどういうふうになっているのですか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今の天神2丁目遊園地の地目は、雑種地になっております。

土地の価格の妥当性につきましては、不動産鑑定を行った上で買収するという事になっています。

（秋谷）事前に通告した日にこの議運請求の資料が来てしまっているから、自分の聞きたいことはこちらの議運請求資料を見れば分かるのだけれども、最近この公園の利用実態としてはどうなのでしょう。という

のは、お子さんがその周辺に大勢お住まいの方だとももちろん利用されている方はいらっしゃると思うのだけれども、どこの地域でも同じなのだけれども、地区が高齢化すると、要は公園自体の利用率というのは大変下がってしまうのだよね。これは市が今後管理する、今も管理しているわけだけれども、地域の住民に迷惑かけるような公園ではないけれども、現状の利用実態はどうなのだろう。

（都市建設部参事兼都市計画課長）小さな公園なので、利用数とか利用率とかというものはなかなか出せるものではちょっとないのです。では、どのくらい利用しているのかというのをどうはかるかというところなのですが、そうしますとその一帯にどのくらいの子どもが住んでいるかというふうな形ではかるのかなと思います。その辺の一帯にお子さんはいるかというのと、一応いるのですが、今どのくらいいるかというのがちょっと手元にないので、申し訳ございません。利用されている方はいるということです。

以上です。

（秋谷）市として街区公園がどれだけ必要かという計算でいくと、簡単に公園なくせということとはできない。せつかくその地域地域でしっかりそういう街区公園が確保できること自体は、それは重要なことなのでしようから、それはいいのだけれども、例えば今既存の施設で3連鉄棒とか砂場、滑り台、ジャングルジム、2連ブランコ、ベンチというものが置いてあるようなのだけれども、その利用実態に応じた公園にしてあげないとよろしくないのではないのかと。大体その面積が100坪程度か。おのずとその利用できる形態というのは定まってきてしまうのかもしれないけれども、実際市が持っている公園で、そういう遊具があってもまるで利用がされていないところとかがあるでしょう。何かうまい、本当にその公園をその地域の方々が利用しやすい形にその都度、その都度見直しをしたほうがいいと思うのだよね。ただ単に敷地があって、こういう遊具が置いてあるから公園かという、そういうことではないではないですか。その地域の方々がちゃんとそこの公園をその地域に合ったうまい利用をしてもらうためにその公園がなければ駄目なのだから、そういっ

た展望はあるのかね。

（都市建設部参事兼都市計画課長）委員おっしゃるとおり、開発とかで造られた公園の街区公園につきましては、その一帯が一斉に開発されて、同じような年代がいて、その時代では非常ににぎわったと。年数がたてば当然子どもたちは大きくなりますので、そうするとだんだん高齢化して、その遊具というのが必要ないような公園も出てくると、そういうことがあります。そういった公園での遊具とかについては、地元の了解を得て、あまり子どもがいないので、例えば遊具改修のときに撤去のままでもいいかとかというところを下ろした形で公園の維持管理をしております。また、まだ要望があるというところであれば当然遊具の入替えも行うような形で、地元へ一度、その公園の遊具に対して整備をする上で一度お聞きするような形を今取っております。

以上です。

（秋谷）そうすると、この天神2丁目の遊園地は、今後当分の間はこの利用形態で公園利用するという考え方でいいね。つまり何かしらこういう既存の施設がいろいろ不具合があると、撤去しただけにしてしまうでしょう。その後設置しないではない、ちょっと危険性があつたら。もし危険性があつて撤去するのであれば、ちゃんとその代わりを入れるのだね。そういう公園の利用をするということだね、当面の間。

（都市建設部参事兼都市計画課長）委員おっしゃるとおりの運用をしていきたいと考えております。

（委員長）ほかに質疑はございせんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありせんか。

（なし）

（委員長）次に賛成討論はありせんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第72号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時43分）



（開議 午後零時59分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第75号 令和2年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（川崎）それでは、今説明をいただきました。この水道基本料金の免除につきましては、コロナ禍の中、速やかに水道基本料金の免除を行っていただいたということで、市民の方からも喜びの声を私もいただいております。今ちょっと説明していただいたので、私としては確認をしておきたいのですが、当初の予算として1億1,050万円の予算を組んでいたと思います。ホームページでも、市の独自の経済支援策ということで、この水道の基本料金の免除ということもいち早くホームページにも掲載されておりましたけれども、それも確かに1億1,050万円という予算が計上されていたのは私記憶しているのです。今るるお話がありましたので、まず説明では給水収入かな、この基本料金免除に伴う減収、営業収益のほうですね、これが2億2,120万4,000円というのは、結果的に、最初1億1,050万円という予算を組んでいたと思うのですけれども、この数字の

ことと、あと一般会計補助金の1億1,165万円につきましてなのですが、これ要するに地方創生臨時交付金を、一般会計ですけれども、新型コロナ対策ということで地方創生臨時交付金を充てたのではないかなというふうに思うのですけれども、それでいいのかどうか。そのもともと組んでいた1億1,050万円というのは、結局2か月分、最終的には4か月分というふうになるわけです。地域が違いますので。最終的なその予算の数字ということをちょっと確認しておきたいのです。今いろいろ説明をさせていただいたのですけれども、もう少し細かくといたしますか、この数字の見方としてちょっと詳細なまたご説明をいただければと思います。

(水道課長) それでは、先ほどのご質問に対してお答えいたします。まず初めに、1億1,050万円という金額については、令和2年の4、5月と5月、6月、6月の検針、7月の検針時の1回目における基本料金の免除に伴う影響見込額、見込みとして試算した数字となります。令和2年6月に、6月と7月の検針の実績が出まして、その実績からいきますと件数としては5万1,311件、減収額といたしましてはマイナスの1億1,060万1,216円となりましたことから、6月、7月検針分の1回目の水道料金免除の対応は、こちらは水道事業会計内の自己財源でまず対応をいたします。令和2年度決算において損失が生じた場合、令和元年度の純利益であります繰越利益剰余金にて補填する考えでおります。また、今後の10月と11月の検針分の2回目の減免についてなのですけれども、こちらの減免については、水道料金の減収分と免除に係る、これも2回目の経費を先ほどの地方創生臨時交付金を活用させていただいて、一般会計補助金として充当させていただく予定としております。内訳としましては、水道料金減収分が1億1,060万2,000円、経費としましては上下水道料金調定システム免除対応等業務委託、こちらが33万円、次にポスティング等業務委託、これが55万77円、業務時間外対応業務委託としまして16万7,544円の合計で1億1,164万9,621円となります。給水収益支出の業務費の補正額としては、2回分、1回目、2回目の免除に対応した補正額となりますが、収入の他会計補助金、一般会計からの補助金については今後行う予定の2回目の免除に対する補正額となります。

以上です。

（川崎）そうしますと、4か月やりました。4か月というのは、一般の家庭では2か月ずつなのですからけれども、地域を分けてということで、そのうち2か月はこの水道、自力でっていいですか、その会計で行い、あとの2か月につきましては地方創生臨時交付金を使ったと、充てたという解釈でよろしいでしょうか。

（水道課長）はい。

（川崎）それと、今内訳も全部丁寧に教えていただいたところなのですが、ポスティング等業務委託料ですとか、時間外対応分ですとか、料金調定システム改修等委託料ということでお聞きいたしましたけれども、こちら、今聞きました数字が支出の9ページの数字と違っているのですが、これはどのような理由なのでしょうか。

（水道課長）今回の補正に関しましては、支出の部でも業務費に関しての金額も、先ほど申し上げました金額が2回目の一般会計の臨時交付金のほうの支出額となりまして、こちらの9ページに記載させていただいている数字といたしますと、これは1回目と2回目、両方合計の金額という形になります。ちょっと分かりづらくて申し訳ないのですが、先ほどの説明させていただいたものは臨時交付金の対象で、こちらの9ページは1回目、2回目合わせた補正という形になります。

（秋谷）では、通告してあるところだけをまず聞きますけれども、一般会計から補填された部分はいいという言い方も変だけれども、取りあえずよしとしておいて、この水道会計のほうから要は2か月分基本料金を免除したことによって1億円から収益が減るわけです。その部分は、この令和2年度の水道事業会計にどういった影響を与えるのだろうか。

（水道課長）2回目の基本料金の免除の実施による減収分の補填や委託については、先ほど申し上げました一般会計のほうから繰り出し支出で補填していただくことになります。先ほど質問のありました1回目の実施に要した費用に関しては、水道事業会計の自己財源という形になります。こちらの金額に関しては、令和元年度の……申し訳ございません。

1回目に係る減収額や実施に要した委託費がおおむね確定したことか

ら、今回併せて補正いたしますが、令和2年度の当期の純利益は6,975万2,000円の純損失となる形になります。これが最終的な決算においても純損失となった場合には、令和元年度の繰越利益で補填することとなります。こちら、基本料金2か月分の免除の実施については、令和元年度の利益で補填できる範囲内で期間や内容を定めて実施させていただきましたことから、今年度の事業進捗あるいは将来の事業遅延については影響が少ないものと見込んでおります。

以上です。

(秋谷) いや、繰り延べていけば確かに少ないからだんだん、だんだん緩和はされてくるのだろうけれども、結局、決算のほうでも話すけれども、実質的には減価償却費とか資産減耗費の部分のやつを充てて何とかプラスになっているだけではない、現実問題は。だから、将来的なことを考えれば、どんどん、どんどん資産食い潰しているのだよ。資産食い潰している、水道事業会計は。それで、さらに1億放棄した。それが影響出ないわけじゃない。どこかで絶対影響出るのだよ。そのことを聞いているの。毎年毎年資産食い潰しているのだから。もうここ何年となく。そうだよ、三村さん。見かけ上は何とかプラスの利益が出ましたと言っているだけで、現実問題は本来担保されていなければならないお金を取り崩して穴埋めしているのだもの。今回1億出してしまうわけではない。影響がないわけじゃないでしょう。そのことを聞いているのだ。

(水道課長) 今秋谷委員おっしゃられたとおりであります。それを見込んで今後、今現行の水道ビジョンが令和4年度に中間の時期となって、その時期にまた総合評価を実施させていただいた上で、その水道ビジョンの改定に伴って今後の財政的なもの等を見込んだ上で料金改定等も検討していかなければならないというのは考えております。

(秋谷) 金が足りないのだから、幾つかの委託を複合的にお願いをして、どれくらいだったかな、予算上で多少黒字を出している部分が。その部部をもってしても全然その資産食い潰した分には当てはまらないから、最終的にはそういう料金の話になってしまうのだろうけれども、その使用料の話でいうと、本会議で三村さんが答弁したではないですか。埼玉

県内の水道企業会計やっているうちの料金の高い順、安い順と。あれは竹田さんが質問したのだったけかな。基本料金の中を水量を変えて単価を下げるということになるのかな。実際全部ならしたとき、例えば企業会計ごとに、みんなほかの基本料金のベースが多分違うと思うわけよ。例えば基本料金が16立方のところもあれば、13立方のところもあったり、10立方のところがあったり、いろいろあるではない。ならすとどう違うのだろう。要は1立方当たりで例えばならした場合、鴻巣の料金というのは県内の水道企業会計を持っている自治体の中でどれくらいの位置づけなのだろう。

（水道課長）先ほど秋谷委員おっしゃられたように、料金形態が各事業体で全く違うというので、合わせる事がすごく難しい状況ではあります。ただ、県のほうでその辺を調整した上で出されている数字、ちょっと古いのですけれども、最新が平成30年度版になってしまって申し訳ないですけれども、それが昨日三村副部長のほうから話をされた数字となってしまう。ちなみに、口径13ミリ、各家庭でメーター器の口径違うかと思うのですけれども、口径13ミリで1か月20立方メートル使用した場合には、県内で鴻巣市は7番目という形になっています。同じく口径13ミリで、すみません、ちょっと逆順番になってしまいましたけれども、10立方メートル、20ではなくて10立方メートルの水道料金、かかった費用としますと8番目、県内で8番目という数字は出されております。以上です。

（秋谷）ただ、本会議のときに三村さんのほうで結局人口密度の話をしたと思うのだけれども、それ聞いたら竹田さんは納得したけれども、結局面積が広くて住民が広く薄く張りついてしまっているおかげで、どうしてもかかってしまうものがあるではないですか。例えば戸田であるとか、蕨であるとか、北本だって人口密度的にはいいところだから、桶北で組んでいるからまたちょっと違うけれども、北本は、ただそういうところは当然効率がいい。どんどん、どんどん北部に行けば行くほどその人口密度、要は人の張りつきが悪いから、当然基本料金もらっていたってベースにかかるものが別途かかっているのだけれども、それを生み出

していかなければならないわけだよ。だから、1億もうやってしまったものはしょうがないからいいのだけれども、何とかしてどこかの経費を見直してでも1億の穴を埋める算段を、資産を食い潰すのではなくて、それを検討しなければいけないと思うのだけれども、いかがなのだろうか。何か考えているかね。

（水道課長）金額的なものはまだ、申し訳ございません、算出はできていないのですけれども、やはり水道施設自体が、浄水場にしても、配水本管等にしても老朽化したりしているものですから、本当に削れない部分はあるのですが、その中でもやはり浄水場等の施設で今の現状に合わせた効率のいい施設の立地とか、そういうものについては、今回の先ほど申し上げました、今回というか、今後のビジョン等でも検討して、かかる経費をどれだけまず抑えられるかというのも一つ課題になってくるかと思えます。

（都市建設部副部長）先ほど水道課長がお答えさせていただいたとおりなのですけれども、そのほかに例えばですけれども、県水の、今県水が6割、7割とかといったところに入っていますけれども、受水費と施設のやっぱり維持管理にかかる費用、その辺を比較した中で、もう少し県水を上げたほうが、維持管理ということなのですけれども、その費用が抑えられるのではないかというのは今既に水道課のほうでは課長を中心に検討をもう始めているところなので、今後この1億減というものについてはやはり、先ほど話が出ましたけれども、料金改定を含めた中で、やはりいずれどこかで回収していかななくてはいけないかなというふうには思っています。

（秋谷）お答えいただいて、ありがたいっていえばありがたいのだけれども、ただもし県水の話になってくると、決算のほうで聞こうと思っていたけれども、そのほうが安いというのは前々から、一切そういう浄水設備やら、井戸やら、そういったものを全部どんどん、どんどんスクラップではないけれども、必要な最低限のものに整えていけばいいのかもしれないけれども、それで前に三村さんが話していた、いざというときの防災的な面も含めて何とか回るめどが立ちそうなのかね。県水100%で

やっているとところは、ある意味リスクが高いわけではない。リスクが高いというよりも、何かあったときの対応ができない。だから、ある意味、多少なりとも経費がかかっても、独自の水源というのかな、それを維持していかないと、いざというときに心配という話だったと思うのだ、前は。そういった点も含めた上での答えなのかな、今のは。

(都市建設部副部長) 当然いざといったときに給水というか、供給できないというのはまずい話で、その辺も含めた中で、必ず県水100ではなくて、県水の割合をもうちょっと高くして維持管理を抑える。ただ、それでもいざといったときにはちゃんと井戸のほうの水源も確保できるという、そういう体制づくりはしていこうかなというふうに考えています。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 令和2年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 2 分)



(開議 午後 2 時 3 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 通告してあるのだけれども、恒例で一番最初にちょっとお伺いしたいのが、この決算を見て担当の都市建設部長さんから総括的なお話をいただきたいのだ。うまく計画どおりにいった部分あるいはいかなかった部分、あとは改善することがあるのかないのかとか、そういった総括的なお話をひとつまずいただいてから。

(都市建設部長) 総括というところでのご質問ですけれども、まず都市建設部における決算に係る重点的に取り組んだ事項を説明をちょっとさせていただければと思います。私どもの部は 6 課 1 プロジェクトございますので、順次重点的な取組事項について説明をさせていただきたいと思います。

初めに、都市計画課における重点事項としては、駅施設等の維持管理事業、既設公園施設遊具改修事業、大間近隣公園整備事業、公園整備事業でございます。駅施設等の維持管理事業では、通常、駅広場自由通路のエレベーターやトイレの諸施設の維持管理、清掃や保守を行っておりますけれども、元年度については鴻巣駅東口エスカレーターの修繕工事を実施しております。また、既設公園施設遊具改修では、元年度 14 基の遊具改修と荒川パノラマ公園のローラー滑り台の改修、せせらぎ公園の複合遊具の修繕を実施してございます。大間近隣公園整備事業におきましては、レクリエーション活動等の場を創造し、また憩いと潤いのある公園として元年度は実施設計及びパブリックコメントを実施したところがあります。公園整備事業においては、先ほど課長のほうからも説明がございましたが、広田中央特定土地区画整理事業地内の 2 つ目の公園の整

備、また下忍第二公園の未整備部の用地を購入をしております。

次に、建築住宅課における重点的な取組事業として、空家等適正管理事業並びに市営住宅入居者管理事業がございます。空家等適正管理事業では、本市におきましても約6,000戸の空き家がございます。その数は年々増加傾向がございます。空き家に関する相談や苦情も年に100件程度あることから、今後も重点的に取り組んでまいります。元年度においては、条例に基づく空家等対策協議会を設置しまして、その委員さんの意見を聞きながら鴻巣市空家等対策計画を策定をしたところであります。続いて、市営住宅の入居者管理事業では、平成26年度から滞納整理事務処理要綱を策定いたしまして、令和元年度も引き続き重点的に取り組んでまいりました。元年度の滞納金の決算額については微増となっておりますけれども、このうちの過年度分の滞納金については約58万円の削減をしておるところであります。

次に、市街地整備課における重点的に取り組んだ事業としては、鴻巣駅東口駅通り地区の市街地再開発事業、北新宿第二土地区画整理事業、広田中央特定土地区画整理事業がございます。鴻巣駅の東口駅通り地区市街地再開発事業では、駅通り地区の公園整備工事等を実施しまして、鴻巣宿おおとり公園として3月25日にオープンをしたところでございます。また、元年度末の北新宿第二土地区画整理事業の総事業費の進捗率が64.5%、広田中央特定土地区画整理事業の総事業費進捗率が88.2%となっております。

次に、道路課における重点的な取組事業でございますが、三谷橋大間線の2期工事整備事業並びに道路改良及び改修事業、それと橋梁維持事業、ゾーン30事業でございます。三谷橋大間線の2期工事整備事業では、中山道鴻神社前交差点から国道17号宮地交差点までの約480メートルの区間、都市計画道路三谷橋大間線として整備をするため、元年度において用地買収と用地取得、物件補償、電線移設等を実施してございます。また、橋梁維持事業においては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきましての点検業務と保守設計及び繰越明許となりますが、繰越明許の工事を含め3件の改修を実施したところでございます。

下水道課、水道課につきましては、一般会計予算は水道課一部、あとは公営企業会計となりますが、併せてご説明……

(何事か声あり)

(都市建設部長) では、失礼しました。公営企業会計となりますので、続いて、産業団地プロジェクトのほうでは、鴻巣箕田地区産業団地予定地の市街化区域編入に向けた事前調整等に取り組んでございます。

以上、都市建設部各課における元年度の決算の事業概要ということになりますけれども、相手方との交渉等によりまして繰越しとなった事業もございますけれども、おおむね事業の執行については順調に推移したものと判断をしております。

簡単ですが、以上です。

(秋谷) 部長さんからそういうお話があったのであれば、重点的なところだけしっかり見ればいいのかという感じですが、ではさっきのお話の中で25ページから行ってみますか。住宅使用料のところの建築住宅課212万150円の収入未済の話ですが、先ほど部長の話だと58万円はカバーできたというお話だったけれども、この212万円については将来的に回収の見込みが立っているのかな。

(建築住宅課長) 住宅使用料につきましては、先ほど部長のほうから話もありましたように、平成26年から滞納処理の事務処理要綱を運用しまして削減に努めてきました。その当時は930万円ほどあったものが、大分削減してきまして、一昨年度が200万円、昨年度は若干増えて212万円というようなことになってきているのですが、これ削減については、基本的には新たな滞納を生じさせないというようなことを第一に目指してやっております。そのために、平成28年度、29年度の分については滞納額がゼロになっております。30年度分についても、昨年度ゼロにすることを目標にやってきたのですが、ちょっと最後新型コロナの影響で、最終的にちょっと職員が対面で実際にお宅にお邪魔して徴収するというような事務が、若干対面してやるというのがはばかれるところがあって、ちょっとその辺で力を入れ切れなかったところがあって、最終的に3万5,400円ほど残ってしまったのですが、これについてもその後継続的な徴

収をして、現在はゼロになっております。古いものにつきましては、27年度以前の滞納が144万円ほどありまして、これについては1年間で今、昨年度で13万円ほど減らしています。ただ、やはり144万円あるところで13万円ですので、この部分については今後もう少し時間がかかるかなというふうに思います。今年度以降も新たな滞納は生じさせないと、昔の分については少しずつ減らしていくというようなことで、少しずつではありますけれども、今後もこの削減の傾向は維持していけるものというふうに考えております。

（秋谷）いろいろ今話のあった中で、例えばコロナによって対面で督促というか、お支払いしましょう、しません、いろんな交渉ができづらくなったという話はあると思うのだけれども、例えば入居している方々の環境というのは、コロナ前とコロナ後だとやっぱり相当変わっているのでしょうか。所得やら何やら。そういったご相談というのは結構来ているのですか。というのは、大体入られている方が結構ご高齢な方が多いだろうから、残ったお金をお支払いいただければ、もちろんそれはそれでいいけれども、なかなかどんどん、どんどん年を重ねてきて、それでこういった社会情勢になってくると、ある意味不納欠損もやむを得ないのかなという部分もあるのではないかと思うのだけれども、そういった点はどうか。心配要らないのかな。

（建築住宅課長）新型コロナの影響につきましては、6件の方から家賃の納付を少し待ってくれないかというような相談がありました。相談内容としては、新型コロナの影響で収入が減ったために、すぐに納められないので少し待ってくださいという話だったので、そのために家賃の支払いの延長の申請ですとか、それからあと社会福祉協議会のほうで住宅確保給付金というのがありますので、こちらのほうを案内をしたのですが、最終的にはこういったようなものを使われる方はいなくて、若干遅れはありましたけれども、おおむね納付をしていただいております。委員おっしゃるとおり、やはり高齢の方ですとか、昔から住んでいて非常にたくさん家賃を滞納されている方がいるのですけれども、現状ではその方たちも納付の誓約書を出していただいて、なかなかその誓約

書どおりというわけにはいかないのですけれども、おおむねその誓約書に従って納付をしていただいています。ただ、このまま順調にいてもやはり10年以上かかる方も何人かいらっしゃるのですけれども、滞納で市の大事な債権ですから、簡単に債権放棄ということではなくて、ご本人とよく話をしながら、少しずつでも納付してもらっているというような状況です。

（秋谷）その6件の方で、住宅確保資金のほうをご活用されなかったという話だったのだけれども、大丈夫なのかな。例えば将来的に入るべきものがあるってそう言っているのか、それとも結局一時的な借入れというか、そういうイメージで、そういうことはしたくないというか、余計な不安を持ってやっていないのか、そういう事情というのは何か分かりますか。

（建築住宅課長）この住宅給付金のほうについては、ちょっと直接私どもでやっているわけではないのですけれども、結局この相談してきた方に聞いたところだと、少し収入が回復してきたというようなところがあって、市営住宅の家賃であればお支払いできるということで支払っていただいているというようなことで、決して何か無理して払っている、我々も無理して徴収しているわけではございませんので、それほど無理しているというような状況はないと思います。

（秋谷）分かりました。

---

---

---

---

---

---

---

（道路課副参事）

---

---

---

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( 暫時休憩の声あり )

( 委員長 ) 暫時休憩いたします。

( 休憩 午後 2 時 5 7 分 )

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

( 開議 午後 2 時 5 8 分 )

( 委員長 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 秋谷 ) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

( 都市建設部副部長 ) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



か。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(秋谷) 49ページの住宅資金の貸付金の元利収入は、本会議の中で発言があったのだよね、たしか。5万円取りあえず今年は返していただいたという話なのだけれども、これは一体何年だったかな。平成26年ぐらいからって言うていたっけ、本会議で。ちょっとそこを確認。この債務者の方の情報。

(建築住宅課長) この方のは住宅資金の貸付金なのですが、もともとは昭和60年に800万円の貸付けを行ったものです。本来であれば平成22年度、平成23年3月の末で償還が完了する予定になっていたのですが、滞納が生じておりまして、収入未済となっております。

(秋谷) 普通、昭和60年で仮に30歳だとしても、もう現在六十二、三歳かな、借りている債務者の方が。実際のところは、そこら辺、何歳ぐらいの方になっているのだろうか。債務者のお話。

(建築住宅課長) この債務者の方は、年齢は50代です。

(秋谷) そうすると、まだ何とかかんとか10年ぐらいは働けるから、これの返済は何とかなりそうなのだろうか。今年、元年度は5万円までしか返済ができなかったようだけれども、見通しとしては大丈夫そうかな。

(建築住宅課長) 実はこの方は生活保護になっておりまして、ただ本人が借りたものについてはきちんと返済をしたいというような意向を示していらっしゃる中で、月々5,000円ずつ今は返済していただいているという状況です。なので、このままもし5,000円ずつということになると、まだ今後二十数年かかることにはなってしまうのですけれども、ご本人に返済の意思がありますので、現状の状況を継続したいというふうに考えています。

(秋谷) 分かりました。

次が決算の111ページ、道路課の交通安全施設の整備事業のところ、工

事請負費のところの交通安全施設と通学路の安全対策の、さっき内容のお話はあったのだけれども、それぞれ件数を教えていただこうかな。あと、こっちの通学路の安全対策でいったら、例えば相談に対してどれくらい、100%実施というか、対応ができたのか、できていなかったのか、そういったところももし答えられるなら、お答えがいただきたいのだけれども。

（都市建設部参事兼道路課長）まず、件数なのですけれども、交通安全施設整備工事のほうなのですけれども、こちらのほうはミラーの移設とか、文字だとか、そういったものなのですけれども、工事件数としましては52件ございました。

次に、通学路の安全対策工事なのですけれども、こちらのほうは全部で69件の工事を実施いたしました。

それで、要望に対する完成した割合なのですけれども、そちらのほうはちょっと今現在資料は手元にないのですけれども、集計のほうは行っていないのですけれども、苦情、要望だとか、もちろんピックアップできるものは優先して実施いたしますけれども、要望も道路だとか全部合わせると1,600件ぐらい年間に来るものですから、その中での仕分けの中で早いもの順といいますか、ミラーがぐらぐらしていればほかの工事よりも先にやったりとかするのではないですか。そういったことも含めると、個別には何%達成しているだとか、そういったのは今のところちょっと集計していないところでございます（P41発言の訂正あり）。

（秋谷）今のところ集計していないというか、過去にわたって例えば道路課で受けている要望とか、苦情とか、相談とか、そういったものはもうただ受けてしまっているだけなのかな。例えばこれは交通安全系だから、できるだけ早急にやろうとか、これは通学路だから早急にやろうと。道路はいろいろ比較検討しなければいけないから、こっちのほうにまとめると。そういうふうに分けているわけではないの。そうやって分けていけば、積み上げでたしか何件ぐらいあったなというのが大体分かりそんな感じがするのだけれども、分けていないのかな。

（都市建設部参事兼道路課長）それが今のところ事業予算ごとの項目で

なってしまうところなので、ミラーだけ出そうと思えば、拾えば  
するとは思うのですけれども、今のところでは数字はすぐには出てこ  
ない形になってしまいます。

（秋谷）でも、こうやって決算で金額がこれとこれと、これとこれとい  
うのが出てくるのは、実施した件数だから出ているのであって、実際の  
ところどれだけ来ているかって分からないと、市民要望であるとか、学  
校というか、教育委員会から来る話だってあるだろうけれども、それを  
どれぐらいかなえられたかというものって必要な気がしませんか。私的  
には、ちゃんとそういった子どもたちの例えば通学対策はしっかりやっ  
ていますよとか、交通安全施策は皆さんから要望のあったのこれぐらい  
ちゃんとやっていますよというものが明確にあったほうがいいような気  
がするのだけれども。本当は全部これ100%が一番いいのだけれども。現  
实的には住民が幾ら言ったって、いやいや、それは幾ら何でも過剰対応  
ですよというのだってもちろんあるだろうから、それはそれで考えれば  
いい話なのだけれども、そういうのがあったほうがすごく決算上示しが  
つきやすいのではないのかなと思うのだけれども、どうなのかね、部長。  
こういう決算書の見方として。

（都市建設部長）委員おっしゃるとおり、要望事項に対する執行が何件  
ですとか、そういった割合というのは必要であると考えております。各  
事務事業などでもその事業の目標達成率とかというものを掲げておりま  
すので、そういったものというのはやはりしかるべきにあると、必要が  
あるというふうには考えております。今現在その集計がないということ  
であれば、早急にそういった対応を図っていきたいというふうに思いま  
す。

（秋谷）結果的にちゃんとやるべきことができているれば、それはそれで  
心配ないのだけれども、要は何か指摘が入ったときにちゃんと答えられ  
ないというのは、せっかく一生懸命働いた中をやっていても、それが  
表せないというのは、何かもったいないような気がするのだけれども。  
日々忙しくてなかなかそういう仕分けするのも大変かもしれないけれど  
も、一日一日確認してやっていけばいいだけの話だから、ちょっとあま

り手間になってしまったら、これは駄目なのだけれども、このためだけに毎日30分だ、1時間だって時間がかかるような作業では、これはもちろん考え直したほうがいいけれども、もうちょっとそこら辺はお示しできたほうがいいと思うので、もし対応が職員さんに無理のない限りでしっかりお示しできるのだったら改善をしたほうがいいと思うので。

では、次に行きます。次は295ページになってしまうのか、都市計画課の用地取得業務委託料のところは、ちょっともう一回説明してもらってもいいですか。ちょっと私が聞き漏らしてしまっているのかもしれない。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 295ページのほうは、土木総務費のところ… 295ページですね。

(秋谷) 295ページ。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 295ページのほうは、土木総務費庶務事業ということで、都市計画課の用地担当の事務経費になります。13節の埼玉県土地開発公社との用地取得業務委託料でございます。

(秋谷) そうすると、県のほうにお願いをしてその用地取得をやってもらっているためのお金ということだね。県が代行してやっていただいているものに対する委託料ということだね。はい、了解、了解。

299ページで、下から3つ上に上がって住宅等の耐震改修の促進事業だけれども、先ほどの説明の中で耐震診断と耐震改修は例年どおりなしと。ただ、今年度はブロック塀等の撤去の築造補助金が42万8,000円か、あったようなのだけれども、これは何件ぐらいの方がやっていただけたのかな。たしかこれは地震か何かあったときだっけ。子どもがお亡くなりになって、それでそういったブロック塀はできるだけ、危険だから、撤去するか、あるいはしっかりと造り直していただくかという話の中で出た話だったと思うけれども、どれぐらいの対応件数があったのだろう。

(建築住宅課副参事) この補助金のきっかけとなった地震ですけれども、平成30年6月に発生しました大阪府北部地震直後の市内の小学校の通学路でブロック塀が倒れたと、それに巻き込まれて小学生の方が亡くなられたという事故がきっかけとなってこの制度が全国的に広がって始まったというような形になってございます。今回の補助金については、昨年、

令和元年7月から交付申請が始まりまして、全部で6件の交付金の補助のほうを行わせていただきました。総額的には42万8,000円ということになってございます。

以上です。

(秋谷)今お答えいただいた6件という件数がどうなのかという話だね。例えばこれを始めるときに、たしか各小学校レベルかな、その通学路で確認をしたり、あるいは小学校の建築物の中でも何かしらその対応しなければならぬものに対して、その対応、全部調査かけて対応しなければならぬ、すべきだという話をしていたと思うのだけれども、実際建築住宅課のほうは学校施設のほうは関係ないのだろうけれども、一般的なご家庭の方々が、要はPTAとかがそういういろんな調査をした中で6件というのは多いのかな、少ないのかな。危険だなんて要はPTAなり学校関係者が指摘した件数というのがあるはずですよ。ベースが。それで、そういったご家庭にこういった補助金があって、大阪のほうでこういうことがあったから、ブロック塀とかしっかりしたものに造り替えてください、あるいは何とか安全対策してくださいというお話をたしかしていたと思うのです。それで6件というのはどうなのかなということなのですけれども。もっといっぱいあってもおかしくなさそうなイメージなのだけれども。

(建築住宅課副参事)地震が発生した直後に教育委員会のほうで学校施設、あと学校の通学路について安全点検をしていただいて、その結果、通学路については約100件弱で危険と思われる箇所がピックアップされたと。そのうち約10件が特に傾き等あって危ないという内容となっております。その特に危ない10件につきまして、早急に対応が必要ということで、今年の7月から制度が始まるのに先立ちまして、6月中にその10件のお宅に訪問し、直接会えなかった方もいらっしゃるのですが、会える方については直接お話をし、危険性の指摘と、あと補助金の制度が始まるということについてご説明させていただきました。その結果、その10件のうちの1件の方がその補助制度を使ってブロック塀の改修のほうをしていただいているということです。残りなのですが、最近の調

査で、残り9件のうちの1件については、危険なブロック塀の補助は使われなかったのですが、1件改善されているというのは確認しております。残りは変わらない状況ではございます。こちらについては、引き続き訪問等をして、危険箇所であることの注意喚起等をさせていただいてまいりたいと思っております。

また、残り90件弱がございませけれども、こちらについても順次、今新型コロナウイルスの関係でなかなか訪問というのが難しい状況にはなっておりますけれども、ポスティングという形に切り替えて現在実施をし始めたところでございます。

以上です。

(秋谷) そしたら、現在進行形のことだから、まだ結果が最終的に出ていないところもあるので、これは事業推移をではよく見させていただいて、またしかるべきときにいい報告ができたらしてもらえばいいし。

次が303ページの、まず道路改修事業のところ、工事場所が今43件というご説明がありましたか。大体、大まかでいいのですけれども、例えばどのエリアで何本だと、もしお話ができればいいのだけれども。あとは総延長でどれくらい改修が進んでいるのだろう。あと、もし答えられれば、さっきの要望件数に対してどれくらい応えられているのかというのが分かれば。道路改修の要望は多いだろうから、なかなかその数字出すのは難しいだろうけれども。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、地区に関しましてなのですけれども、道路改修なのですけれども、全43件の工事をやっております、鴻巣地域で、地域は鴻巣、吹上、川里という分け方でよろしい……

(できる範囲でいいですよの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) それでしか今のところデータはないのですけれども、43件のうち鴻巣地域の30、吹上が8、川里が5、これが改修工事、計43件の分けでございませ。

総延長なのですけれども、入札工事のやつと、あとちっちゃい随意契約でできる工事とあるのですけれども、入札のみの、入札したときの工事延長でございましたら、整備延長なのですけれども、入札で6,794メータ

一という形になります。

(秋谷)過去のイメージだと、道路改修で2億5,000万からの予算が実際ついたというのは久しぶりなのかな。実際2億4,000万切ってしまうぐらいだけれども、改修工事に要せたのは。先ほどの話だと、入札のほうだけで7キロ手前ぐらい改修できているということは、過去のこの道路改修にかけている予算について、まずどれだけ波がというか、取りあえず今年度は増えていると勝手に思っているのだけれども、そこら辺のもし過去のデータがあったらお話しいただきたいのと、年々毎年7キロぐらいやっていけば、ある程度やるべき、やらなければならないところというのは進んでいくものなのかな。一時期すごく減らされたイメージがあるのだけれども。この辺りの決算でも。毎年同じぐらいかな。

(都市建設部参事兼道路課長) これまで、今手元にあるデータなのですけれども、令和元年、その前、平成26、27、28、29、30、31、令和元年、6年間のデータがございますけれども、事業費に関しましては、平成26年が1億4,700万、1億5,000万ぐらいです。平成27年が1億6,300万。ちょっと上がりました。平成28年が1億5,900万。だから、ほぼ横ばい。そうしまして、平成29年、1億9,700万。ほぼ2億の予算だったと思います。平成30年も2億。2億200万ぐらいで行っているので、2億。今回も2億3,300万でしたっけ。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 2億4,000万ぐらいですね。すみません、もう一回いいですか。ちょっと随契足すのを忘れました。その短いやつ。最初からいきます。平成26年、1億7,100万。平成27年が1億7,900。平成28年が1億7,600。やっぱり平成29年から2億100万。30年も2億600万。令和元年度が2億3,900万という形で、26から28ぐらいが1億8,000万ぐらいだったのが、29、30で2億円。今回2億3,000、4,000という形にちょっと上がっているのかなと感じています。

(秋谷)部長さんは来られたばかりだから、もしかしたら過去の経緯が分かって、分かっていたら三村さんが答えていただいてもいいのだけれども、ちゃんとこれは道路課のほうで、道路課というか、部としてこの

道路予算をちゃんと積み上げてきたということなのかね。前々から道路要望がいっぱいあるのに、いつまでたっても予算が足りなくて、要望に対応できなかった時期が過去いっぱいあったのではない。そういったものをやっぱりほっとけなくなったということなのかね。過去の経緯をもし分かっている人がいれば。いや、もう来年度以降もこのペースでやってもらいたいだけでも。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路課長の立場、道路管理者の立場としましては、いろいろいただきます、ご要望を。また、お叱りについては全てやってあげたいとは思ってはいるのですけれども、なかなかそうもいかない中で、切実に直していただきたいという路線をなるべくなら長めの路線で直したほうが効率的であるだとか、そういったことを予算の中でいろいろ、予算のほう、財政サイドからすると今までどおり1億8,000、2億の中でそうしたほうが、同じ件数であっても、できるだけ長くやったほうが1業者に請負契約するときにも効率的になるではないですか。そういったことは予算要望のときには要望しておりますので、そういったことで市としてつけていただいているという感じでございます。また、まちづくり市民アンケートだとかを見ましても、私たち道路課としてもそれなりに一生懸命やっても、成績というか、あれを見るとワースト幾つ、もうほぼほぼペケです。今回ペケから3番目になりましたけれども、そういったことが多いと。私もできればやって、どうですか、皆さんと言ってあげたいところもありますけれども、そうもなかなかいかないので、こんな感じの増やし方というか、増え方になるかも分からないのですけれども、なるべく道路のお金の要望に関してはちょっとこのペースでいきたいかなって今思っています。

(秋谷) 次が305ページの中で道路維持補修の、これは前回も聞いたのかもしれないけれども、一番上のほうの道路維持補修で、エリアごとに6工区で分けているその割り方、令和元年度はどここのエリアに幾ら幾ら、どここのエリアに幾らという割り振りをしたのだろう、結果的に。

(都市建設部参事兼道路課長) お金の割り振りだと思うのですけれども、6,000万の予算がございまして、6工区に分ける。この中で1,000万ずつ

の分け方もあると思うのですけれども、場所によってちょっと、今回というか、平成31年、令和元年度についてはその段階から分けました。分ける前は5,400万ついていたので、900万の均等割の6工区だったのですけれども、今度、令和元年度のときは6,000万もらったので、そのときにも1,000万ずつの6工区の家もあったかと思えますけれども、これは苦情といったらあれですけれども、苦情、要望等の多さというか、その量によって、区域によって分けていこうということで割り振りを行ったものです。1工区、これ場所が鴻巣の常光、上谷、あっちのほうです。1工区、2工区、3工区が要は鴻巣地区です。端っこ、常光のほうに寄って、あと17号で分けた東西で2工区、3工区。4工区、5工区は、吹上を南北で割ったのが4工区、5工区。6工区というのが川里地域です。金額の割り振りなのですけれども、1工区の北本寄りの常光のほうの鴻巣市の地区は800万、2工区が1,300万、3工区は1,400万、吹上のほうは900万と1,000万、川里が600万という形で、要望の割合によって分けさせていただきました。

以上です。

(秋谷) 去年の決算だったかな、去年の決算はもうちょっと割り振りが何か人口の張り付き具合とやけに差があったようなイメージだったのだけれども、30年度に比べてこの元年度はその割り振り自体をかなりいじった。自分の30年度のたしか割り振りだと、何でそっちにそんなに予算がついていて、こっちの人口比の多いところについていないのだというイメージがあったのだけれども、今回の今の説明聞く限りだと大体割り振りできているねとは思いますが、そういうふうないじりをしたのかな。

(都市建設部参事兼道路課長) 30年度の資料を見ますと、30年度は900万一律だったのです。そういった形で、秋谷委員さんがおっしゃられるようにちょっと不公平感というか、公平ではないみたいなイメージでおられたのかもしれませんが、そういったのも踏まえまして、人口割というよりも路線本数だとか、要望だとか、そういったことを全て総合的に考えてこういった先ほど言ったような分け方にしました。また、次

年度予算に関しても、今この割り振りが正しいのか、例えば1工区のほうはもうほぼきれいになってきたと考えられるのかとか、そういったことをちょっと検証しながら令和3年度の予算のほうは対応していきたいと考えております。

(委員長) お待ちください。

暫時休憩します。

(休憩 午後3時40分)

◇  
(開議 午後3時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほど秋谷委員さんの質問の中でカーブミラーの要望と実際の実施した数の達成率というのは幾つだというご質問がありまして、その中でちょっと分からないと答えてしまったのですが、実際のところ数字がございまして、カーブミラー要望が67件、完結件数が41件、完結率といたしましては61.2%となります。訂正のほどよろしくお願ひします。どうもすみませんでした。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

発言の訂正は許可されました。なお、字句その他整理については、委員長に一任願ひします。

(秋谷) 305ページの今度は道路改良のほうでちょっとお伺いしたいのですけれども、道路改良のほうの予算が伸びないね。決算の数字が。やっぱりこっちの改良のほうに力を入れると件数が思ったより進まないから、先ほどの道路改修のほうでよりもたせようというような考え方になっているのかな。施工路線は32件だという話だけれども、この辺りは役所の中の考え方としてどうなのだろう。改良の要望も結構出ていると思うのですけれども。

(都市建設部参事兼道路課長) 改良のほうは、これまで多いときで2億円ぐらいついていたときもあるのですけれども、現在1億円ぐらい。こういった中で……ちょっと。

(道路課副参事) 改良のほうの金額推移、近年の考え方について私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

実のところを言うと、平成26年から元年度までの金額的なものにつきまして、26年度が約2億4,000万弱の事業費です。27年度1億7,000万、28年度1億9,000万、29年度1億1,900万、30年度約1億強です。令和元年度につきましても1億強という工事費になっております。これにつきましては、近年やはり維持管理の中で舗装の傷み、そういったものが非常に多く発生しているのが1つ。それと、やはり要望の中でも改良、側溝を入れてくれとか、要は機能を改良していくことによって向上させるというのが本来いいことなのですが、やはり維持管理の考え方から少し考え方を管理のほうにシフトしてきているのが現状でございます。そのため、市のほうの予算いただく中でも割合的に改良が減りながら改修のほうの予算が増えているのが現状でございます。

以上です。

(秋谷) こちら側の住民のほうから直接いろんな話を聞こうとしたら、改修もそうだし、改良も増やしてほしいのだよね。なかなか全体的な、では改修と改良を合わせた予算的にはそんなに変わっていないけれども、割合的なものはなかなか戻すというふうにはならないから、戻すというか、本当は増やしてもらいたいだけけれども、なかなか難しいかな。

(道路課副参事) これは市のほうの財政全体となることが想定されますが、道路課といたしましては、少しでも要望や改良、そういったものが進むように考えてはいきたいところでございます。ただしながら、やはり市の全体の予算との兼ね合いを考えましてという形を考えております。

以上です。

(秋谷) あと、時間が結構忙しくなってきたので、ちょっと通告したけれども、多少はしよります。

313ページの駅南通線街路事業の測量委託料と設計委託料が今回支出されているわけだけれども、具体的にどういった内容の測量をされて、結果的にどういう設計になりそうなのかな。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今回行った測量のほうは、中心線測量と路線測量といいまして、中心線を決めて道路線形を決め、その幅員、どのくらい必要かという幅員、16メートルが都市計画決定なのですが、高低差等がありますので、それに伴う影響も含めた幅員の測量設計と、道路設計については予備設計という形で道路線形を決めるような設計になっております。あと、概算費用を出した委託の費用でございます。

(秋谷) 概算費用的には幾らになりました。

(都市計画課副参事) 予備設計の中で概算工事費を算出しておりますが、約1億2,000万円ほどになっております。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時05分)



(開議 午後4時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) 順番的には、三谷橋大間線の3期のほうが恐らく優先順位が高いから、この駅南通線を恐らくその3期が終わりが見える頃にやるのかなと勝手に思っているのだけれども、大体どれくらい先なのだろうね、単純に言ったら。まだ2期も終わっていないところだけれども。今後、上尾道路のほうが進んできてしまうでしょう。上尾道路のほうがどんどん、どんどんというか、徐々に徐々に進み出して、接続場所もはっきりしてしまっているわけではないですか。でも、三谷橋とのほうが一番道路効率がよくなるから、まず自分は3期工事に先に入るのだろうと勝手に思っているのです。最終的に駅南通線もやるのだろうとは思っているのだけれども、その辺り、その計画的なものがもし、順序的なものとかももしどなたかお答えができるのだったら教えてもらいたいのだけれ

ども。何年先ぐらいとか、そういうのが見れば。

（都市建設部参事兼都市計画課長）整備の順番、今3期が早いだろうという秋谷委員さんのおっしゃるとおりで、進み方も用地測量とかも入っていくような順番でいうと、3期のほうが早いと考えています。今回、駅南通線のほうは、まだ路線測量ということで、用地測量のほうは行っておりませんので、順番的には、進み方としては駅南通線のほうが遅い状態です。ただ、今回やったのは、上尾道路が来ますので、どうしても中心線と路線が分からないと、予備設計がないと上尾道路との協議についてちょっと支障があるということで、今回やらせていただいている状態です。ただ、市の事業としていつやるかというところは、今のところまだ計画は未定です。

（秋谷）よく道路認定とかを、例えば荒川左岸通線の南側に行くと、家を建ててしまっているであるとか、計画路線上に乗っかってしまっているところが多いではないですか。しっかり計画があるにもかかわらず。例えば三谷橋の3期と駅南通線と線が引けたのだったら、先行で取れるものは取ったほうがよくないですか。後で結局買収するなりなんなりというときにかかってしまうではないですか。確かに金利的な負担というのはもちろんあるのだろうけれども、先行でどんどん、どんどんもう用地取得に入ってしまったほうが個人的にはいいのではないのかなと思うのです。金利安いのだし。そうすれば、上尾道路がいざ開通の運びが見えてくれば、それに合わせてどんどん、どんどん進みもよくなると思うのだけれども、どうでしょう。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今言われている事業に入る前の先行取得というお話でよろしいでしょうか。今回三谷橋3期についても一部先行取得という場所もありますので、そういう地権者の要望がどういう形で出てくるのか今のところちょっと見えてこないのと、用地測量がしていないということで、先行取得についてもちょっと用地測量をしていないとできませんので、今後の進め方についても、その点も含めてどうやって進めていくかを検討していきたいと思えます。

（秋谷）何度も何度もそういうのを、どんどん、どんどん家がおっ建っ

てしまっているのを見ると、結局何だかんだ言って市の持ち出しが増えてしまうわけではないですか。いざ道路を造るぞというときには。だったら、今手がついていない状態のときに、それこそ開発公社を使ってでも押さえておいてほうがいいのではないのかなってどうしても思ってしまうのです。そうすれば今現状かかるだけの費用で済むではないですか。構築物建てられてしまったり、変な、こっそりと木とかでも植えられてしまったら容易ではないから。そういう心配をしているのだけれども、現実的でないかしら。

（都市建設部副部長）委員さんおっしゃるとおり先行買収できれば一番いいかなというのは、費用も補償費が例えばなくて用地代だけで済むとかというパターンもかなりあると思うのです。ただ、実際には、先ほど矢部課長のほうが話ししたように、まずは測量かけて、どこまでが用地買収に当たるかどうかってまず確定しなくてはならない。その後に、当然買収するのにお客さんというか、地権者の方にお支払いする、そうすると税交渉の関係も当然出てきますので、そうすると事業認可なり事業認定なりを取らないと控除が受けられないといった、そういったこともございますので、実際のところはまず測量します、その後に事業認可、事業認定を取ります、それからの動き出しになると思うのです。ただ、市の中で例えば三谷橋の3期、それと駅南やるといったときに、2つの事業認可が取れるかというのがなかなか今、例えば1つの市で1つの事業認可を下ろします、こっちがある程度めどがついたら、では次の認可を下ろしますといった、そういう流れもある中で、ちょっとその辺はまた今後協議していかないといけないのかなというか、進められないのかなというのもありますので、ただ実際には上尾道路の動きに合わせて、そういったうちのほうのをうまく合わせて、先行買収できるものであれば進めたいなという考えは当然のことながら持っております。

（秋谷）では、少しはしょって、321ページの大間近隣公園の整備事業のところなのですけれども、昨年度設計をかけて、それでパブリックコメントまでやったというお話が部長のほうからあったのだけれども、現状、我々が以前に広報かな、全協か何かで示された内容どおりの計画でいく

のかな。結果的にそのパブコメの結果とかは私見ていないので、その辺りの詳細がもしご説明いただければお願いしたい。

（都市計画課副参事）昨年度実施設計を行いまして、パブリックコメントも実施させていただきまして、意見のほうは22名から104件の意見が生まれて、その中で設計のほうに反映できるものとしまして、親水施設というのですか、そちらのほうを当初の計画の中に盛り込むような形で実施設計を行いました。計画的には、来年度から本工事を2年かけて行う予定ではいます。

以上です。

（秋谷）そうすると、大まかな絵としては、そんなに大きく変わっていないと。

（委員長）秋谷委員、もうちょっと大きな声でお願いします。

（秋谷）前に我々にお示しいただいたのと変わっていないということかな。

（都市計画課副参事）基本的には変わっておりません。

（秋谷）次が325ページの鴻巣駅東口駅通り地区の市街地再開発事業の中で、公園整備が3月25日だったか完了して、できていると思うのだけれども、実際コロナのおかげで、本来利用しようと思っていた、例えば夏まつりであるとか、おおとりまつりとか、どういうふうにあそこを使うのだろうなって想像していたのだけれども、実際そういうことなくなってしまったのだ。ただ、あの周辺の方々がその公園についてどのようなご意見というか、ご感想を持っているかというのは把握しているかな。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今年の3月の末に供用開始しました鴻巣宿おおとり公園のほうなのですが、いろいろ施設のコンセプトとしてはイベント広場が広く取ってあります。そちらのほうは、本来ならば夏まつりとか、おおとりまつりといったイベントで山車とかが置かれるはずでした。その関係で、どのように使われるかというのが半年たっている状態ではちょっと見えない状態です。ただし、親水施設のほうは7月から運転しておりまして、午前中は小さいお子さん、幼児の方、午後

については小学生が学校終わった後に非常に多く使われているようです。ということで、直接こちらのほうに耳には入ってこないのですが、そういうふうに遊んでいるというお話は伺っております。

（秋谷）実際その地域の方々には青写真は見せられていたけれども、では実際のものできて、あれ、何か違うくないかいとか、本当はここはこういうふうにしたほうがいいのだけれどもなみたいな話というのは聞きませんか。実際に造る前に見たのと、イメージするのと実際にできた後というのは、いざ利用、そういうイベント的な利用はできていないわけだけれども、本当はこうやってもらったほうがよかったのになというのってあっても不思議ではないと思うのですけれども、そういったことはない。要はこれから手をかけるようなことはない、あの公園に。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今まだできて間もないということで、樹木のほうが育っていないので、日陰が少ないというお話はいただいております。ただ、日陰についても、まだこれから樹木が育つとそれなりにできてくるのかなというふうに考えておりますので、ちょっと様子を見たいなというふうに考えています。

（秋谷）はしょって、331ページの空家等適正管理事業の中で、先ほど部長のほうからのお話があったのだけれども、その中で空き家の内訳が、内訳の件数か、600件って言われたのかな。それで、何か自分の聞き間違いかな。苦情の件数が年間的に100件ぐらいというような、もうちょっと詳細のところを教えてもらっていいですか。現状の例えば市内の空き家の件数であるとか、苦情の件数が年間どれくらい来て、それに対してどれぐらいの対策ができていいのかという、そこら辺の詳細をちょっと教えてもらいたいなのだけれども。

（建築住宅課長）昨年総務省のほうで住宅・土地統計調査というのがありまして、これ5年に1回ずつ行われているのですけれども、その結果、鴻巣市内の住宅数が5万1,320戸、このうち空き家が5,970戸……

（1桁間違えているな。6,000だの声あり）

（建築住宅課長）このうち、空き家数5,970戸のうち、売却用、それから賃貸用、それから二次的住宅、これ別荘のことなのですけれども、こう

いったようなものを除いたその他の住宅というのが2,660戸あります。これが、前回の議会までの中で報告させていただいていたのは、平成25年に行われた調査の結果として、そのときのその他住宅が2,150戸でしたので、この5年間でいわゆる空き家、その他住宅が510戸増えております。苦情につきましては、令和元年度で92件の相談、苦情がありまして、こういったようなものに苦情があれば現地を確認しまして、所有者を調べまして、所有者に対して改善の通知、改善をお願いする通知を送っているのですが、確認した中では52件が何らかの改善が行われているということを確認しております。

以上です。

（秋谷）そうすると、5年間で500戸か、増えているのは。これ相当な数だよ。公租公課のほうは答えられないだろうから、この苦情の件数でいったら92件中52件は何かしら改善があったの。残りの40件というのは、連絡はちゃんとつくのかな。全く相手にしてもらえないとか、音沙汰がないとか、そういったのはどれくらいあるのです。

（建築住宅課長）ちょっと細かい数字今手元にないのですけれども、通知したものの中には、全く連絡ないというか、改善の様子が見られないというのも相当数ございます。

（秋谷）あとはもう、明確に近隣の住民にご迷惑をおかけしている、例えばいつ放火されてもおかしくないであるとか、あるいは植栽の管理ができていないとか、そういったのに具体的に行政側が対応を対策協議会の中でしなければならぬというふうな話になってくるのでしょうか。今は所有者にお願いするベースではないですか。でも、いつまでたってもそういう対応が見られないようであれば、物件にもよるだろうけれども、明確にこれはというようなものの法的な対応をそう遠からず取らなければならぬような状況なのはあるのかな。

（建築住宅課長）特に適切に管理されていないものについて、特定空家ということで助言、指導を行うというような制度がありまして、現在2件のものについて特定空家として指導しております。このうちの1件につきましては、建物自体はまだ残っているのですけれども、その周辺の

樹木等が伐採されて、周辺に与える影響が小さくなったというようなことで、今後はその敷地の活用とかについてちょっと案内をさせていただくというふうなことでやっていきたいと思います。もう一件につきましては、相続等の関係で所有者が替わっているふうなことがあって、元の所有者の方は何らかの対策をするからということで、司法書士とかも入れてやるということで、しばらく様子を見ていたのですけれども、一向にちょっと改善の様子がない中で相続が起きて所有権が変わったということで、今年中にもう一度、所有者が替わっているものですから、特定空家としての指導から再度やっていきたいと思います。こちらについては、今後その改善が見られなければ、さらにその次の勧告というような状況も検討したいと思っています。そのほかに、今年度、もうあと1件ぐらいは新たに、特に適正に管理されていないものありますので、それについて特定空家として指導、助言をしていきたいなど。これは、昨年度からつくりました空家等対策協議会の中で学識経験者の皆さんとかによく意見を聞いて進めていきたいというふうに考えています。

（秋谷）そしたら、最後にちょっと今のところ聞きたいのですけれども、たしか代執行が、手順を踏んでいけば行政代執行に行くことになるのだろうけれども、そういうところに協議会の何かしらがないと入っていけないのか、それとも行政判断の中でいろんな指導なり、監督なり、助言なり、いろんな段階を踏んでいけば代執行までいけるのかな。ちょっとそのシステムだけ最後に教えてもらえますか。

（建築住宅課長）法律上は、特に対策協議会の承認とかそういったようなものはなくても、市の判断で勧告から命令、代執行というふうに進んでいくことはできるのですけれども、やはり個人の、これ所有者の所有権に関わることで、やはりそこは協議会の中で、不動産の関係の方とか司法書士の方もいらっしゃると思いますので、そういった方の意見をよく聞きながらやっていきたいというふうに思います。

（川崎）それでは、39ページなのですけれども、歳入のところ。都市計画課、身近なみどり市町村支援事業補助金ということで、こちらのほう419万2,000円というふうに計上されているわけなのですけれども、

こちらは歳出でいうとどちらのほうにひもづけになるのか教えていただきたいと思います。

(都市計画課副参事) では、都市計画課副参事のほうからお答えいたします。

こちらのほうの補助金に関しましては、公園整備事業の中の広田中央特定土地区画整理街区公園整備工事のほうに充当しております。

(川崎) それでは、ちょっと時間もありませんので、少しはしょっていききたいと思います。

では、歳出なのですけれども、289ページで、産業団地プロジェクトにつきまして14万428円が計上されております。こちらのほう、先ほどもご説明あったかと思うのですけれども、今後の見通しも含めまして詳細、分かる範囲で教えていただければと思います。

(産業団地プロジェクト課長) 令和元年度決算に関する事業内容としましては、鴻巣箕田地区産業団地の開発予定地が現在市街化調整区域の土地になっておりまして、産業団地を整備するに当たって市街化区域への編入を計画しています。この市街化区域編入に向けた事前調整として、県が国との農林調整を行っていきまして、この農林調整に必要な資料を昨年策定しております。これに伴って、平成30年度と比較すると事業費が増えておりまして、決算額の約8割を占めているというところです。今後の見通しとしましては、農林調整が7月末に終了しましたので、議員の皆様にご周知させていただきました9月の12、13日で都市計画の説明会を開催しまして、今後都市計画の手続を詰めていきたいというところです。

以上です。

(川崎) それでは、303ページと305ページにまたがっていきます。先ほど前任者から質問がありましたけれども、道路改修事業といたしましては、改修工事につきましては2億4,000万弱ということで組まれております。また、305ページに載っておりますのは道路改良事業ということで、1億2,600万円、その推移についてもお話をいただいております。こちらについてなのですが、今ちょっとホームページ見ましたところ、道

路整備につきましてということで、市民の皆さんが要望をするようになっているわけですね、フォームに従いまして。そのフォームに従ってこういうところをやってもらいたいだとかということを書き込んでいくようになっております。それ見まして、非常に効率的なやり方だなというふうに私は思ったわけなのですけれども、こちらはいつからこういう内容でやることになったのか。最近なのではないかというふうに思っているのですけれども、またメール等でそういうことができるようになってくるのか。ちょっと市民の皆さんの取り組み方についてご説明をいただきたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）ホームページに載せてある要望を受けてから工事に至るまでの流れにつきましては、今まで要望来たのは受け付けて、それで工事を行うわけですが、一般の人に分かりづらいものがあつたので、職員のほうでこれをちょっと、道路課のほうでちょっと市民の皆さんに分かりやすくしたほうがいいのかということで、これは今年度の6月26日（令和2年9月8日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録P1「6月25日」に発言訂正）からホームページに載せております。要望から工事の流れを考えながら、7つのステップに分けて、要望の発生、それと道路課との事前相談を行って、再度要望書の……再度ではない。最初は要望の発生、事情が起きて、道路課に相談があつて、それがステップ2。ステップ3でお客様のほうから、市民の皆さんから要望書を頂く。その中で、今度は道路課のほうでステップ4として要望書の受理、審査ということになります。ステップ5で、評価検討委員会というのがあるので、そこに諮ります。概算工事費で250万以上のものは評価検討委員会にかけます。それが一次審査とします。ステップ6、二次審査として工事箇所を選定だとか予算配分、地域バランスを考えた、優先順位の中での地域バランスを考えた、地域バランスというのは、近くの路線が非常に悪くて、一緒にくっついている1位、2位だった場合は、どうしても一遍にやってしまうとお金もかかってしまいますし、ほかのところができなくなってしまうということで、であればもうその下の3番の遠くのほうとか、そういった形の地域バラ

ンスを考慮する。ステップ7として、道路の拡幅だとか用地買収が必要な場合には地元説明会を開催しますといったような、ステップ1からステップ7までの流れをホームページに載せております。

以上です。

(川崎) すごく私は感心したのです、それ見ましたときに。とても分かりやすいというふうに思ったのです。6月26日(令和2年9月8日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録P1「6月25日」に発言訂正)からといいますと、まだ3か月たっていないぐらいなのですけれども、どのぐらいこうした件数があったのでしょうか。このフォームで来た相談というのは。この6月26日(令和2年9月8日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録P1「6月25日」に発言訂正)以降、要望書という形で上がってきている件数というのはわかりますか。

(都市建設部参事兼道路課長) ちょっと今手元に6月27日以降のやつはないのですけれども、ちょっと調べてみますので。ちょっと今日ではないのですけれども、あしたにでも。

(川崎) では、その数字は後で出していただければ、それは構いません。要するに前は紙ベースでしかなかったかと思うのですけれども、こういうふうにすごく簡略化するということと、一目で分かるわけです。どのぐらい、自治会単位で要望していることなのかですとか、そのような団体も分かるようになっていらっしゃると思います。もちろん個人であってもそれは受け付けないということではないかと思えますけれども、私はこの効率化というのはよかったかなというふうに思っております。また、それに基づいて職員の皆さんも仕事をしていらっしゃるというのは分かりましたので、私も先日要望の状況がどうなっているのかとお尋ねに行ったときに大変きびきびと職員の皆さんがお答えいただいて、本当に一生懸命取り組んでいらっしゃるということを評価いたしますので、ぜひこの効率的なシステムの方法を市民の皆さんにも周知をしていただいて、やっていければいいのかなというふうに思いますので。では、数字については後で下さい。

そうしましたら、次ですけれども、317ページ、都市計画課、公園整備奉

仕活動団体助成事業ということで104万7,000円という、このように決算の状況がありました。今年度まだ途中でありますので、分かる範囲で結構なのですけれども、こういうコロナ禍の状況ですので、なかなか公園整備できないと、清掃を予定していたのだけれども、できないという団体も多くあろうかと思えます。うちの近くの公園でも実際になかなか清掃できないという状況であるわけなのですが、こちらの現在の状況というのは分かりますか。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今年度の状況については、また後ほど、後日資料を提出して……提出ではなくて、説明したいと思えます。

（都市計画課副参事）すみません。奉仕活動団体のほうなのですが、本年度なのですが、本年度は現在43団体ほど登録しております。

（何事か声あり）

（都市計画課副参事）前年度は、昨年度末で44団体ありまして、本年度43団体なのですが、この1団体については今年度解散ということで提出していただきまして、解散したので1団体減って、43団体ということでやっているのですが、コロナ禍の関係で、通常清掃が何回とか、あとは除草が何回って決まっているのですが、今のところちょっとコロナの関係で活動のほうは自粛というか、というところがほとんどになっております。

（川崎）分かりました。

では、319ページなのですけれども、公園内遊具等点検事業ということで180万6,640円という数字になっております。こちらたしか予算が500万円の予算だったのですが、残金として319万3,360円という状況です。入札しましたところ請負額が低かったためということで、結果的にはいいのかもしれませんが、随分数字の開きがありますので、見通し的にこちら高過ぎたのかどうか、ちょっとその数字の開きが気になりましたので、お伺いいたします。

（都市計画課副参事）委員のおっしゃるとおり、ちょっと設計と実際の契約金額が離れているのですが、当初設計するときにはこの業務が可能な業者に見積り等を取らせていただきまして、ある程度の設計のほうは

組んでおりますので、設計自体が高いということはないとは考えております。単純に入札額のほうが低かったというふうに考えております。

（川崎）では、321ページの大間近隣公園整備事業についてなのですが、この中の費用対効果分析業務委託料ということで146万3,000円の決算になっております。この費用対効果分析業務というのがどのようなものなのかお伺いをいたします。

（都市計画課副参事）こちらのほうの費用対効果でございますが、こちらのほうは、公共事業を実施する際に事業の効率性ですとか透明性を確保することが求められておりますので、そちらのほう適切な事業を実施するために、整備事業に必要な費用と、あとは整備の実施によって得られる価値を算定して、経済的な効率性というのですか、それを評価して数値化するものがこの費用対効果ということになっております。この費用対効果をなぜ算出するかといいますと、社会資本整備総合交付金における交付要件としまして、この数値を算定しなさいということになっておりますので、今回この事業を実施いたしました。

（川崎）分かりました。

では、331ページになります。空家等適正管理事業、また関連しまして住宅リフォーム支援事業490万5,000円ということで計上されたわけなのですが、こちらのやっぱり空き家対策ということで、鴻巣市空き家等対策計画を今年の3月、できたばかりの計画を読ませていただきました。この中でいきますと、空き家対策の基本方針としましては、適正管理への取組、また空き家等の発生の抑制、空き家等の有効活用の促進という大きな3つに分かれています。この計画期間は、令和2年度から令和7年度まで6年間というふうになっております。次ページにはそれぞれの具体的なことが載っているわけなのですが、この具体例につきましては、資料としてそれぞれアンケートが行われていますね。そのアンケートを基に載っているかと思えますけれども、空き家の活用については、売却したいというのが最も多く、29%あると。しかし、空き家バンクへの登録については、4人に1人は空き家バンクへの登録を考えているという、ちょっと数字の開きがあります。周知の問題もあるのかもし

れません。そして、市に期待する施策ということでは、リフォームや解体工事費の補助金、市による購入や借り上げということを希望している方たちが多くなっている。また、相談窓口の設置や業者の紹介を希望している方も多数いるということでした。ということは、やはり空き家を売りたいのだけれども、どうしたらいいかわからないとか、そういう相談をしたい方とか、何とか活用したいと思っていらっしゃるという方が多くいるのだなというふうに受け止めたわけなのですけれども、その一方で、今日、朝現地視察させていただきましたけれども、たくさんの新築住宅が建っているわけなのです。それはそれで結構なのでしょうけれども、またその一方では空き家が、先ほど秋谷委員の質問に対してもお答えがありましたけれども、どんどん、どんどん空き家が増えているという。ここに対して、単に特定空家の処分についてどうしようか、こうしようかというよりも、この空き家をやっぱりどのように利活用していくかというふうな方向を市としてはきちっとまた定めていく必要があるのではないかなというふうな思っております。この住宅リフォームの支援事業につきましても、もっと充実をさせていくですとか、空き家を生み出さないという、そのような方針に従って今後のこの空き家に対する考え方、鴻巣市としてはどのようにしてやっていくのだという、そういう考えについてはどうでしょうか。

(建築住宅課長) 空き家の数につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり5年間で500戸ぐらい増えて、その中には適正に管理されているものもたくさんあるのですけれども、中にはやっぱり適正に管理されずに近隣に迷惑をかけているというようなものも結構あります。やはりまずは空き家にしないですとか、適正に管理していただくというふうなことがまず第一歩だと考えていますので、この辺については周知活動をやっていきたいということで、例えば今年度亡くなられた方にどのような手続が必要かというのを市のほうで冊子を作りましたので、その中にも空き家になった場合にはご相談してくださいというような、そういったような内容のページも入れたりして、あとちょっとコロナで今年度大分数が少ないのですけれども、県のほうでも空き家のおしかけ講座と

って、空き家にならないように事前に生きているうちにいろいろなことをやったらどうですかというような講座があるのですけれども、そういったものも市のほうで紹介をすとかというふうなことでやっております。基本的には、まずはそこからののですけれども、あと実際に空き家になると先ほど説明しましたように近隣に迷惑をかけることがありますので、そういった苦情があれば市のほうで確実に現地を見て通知をしているのですが、その中に現況の写真を入れたり、それから相談窓口の案内を入れたり、それから実際に解体したり、リフォームをしたり、除草をしたりしてくれる業者のリストを入れたり、空き家バンクの案内を入れたりというふうなことで、実際には半数以上の方が何らかの対応をいただいているというふうなことで、今後もこういったような活動を、こういった対策を根気強くやっていくしかないかなというふうに考えております。

（川崎）この計画の11ページから12ページまでを読みますと、結構具体的に踏み込んでいるのです。空き家等の活用、リフォーム、耐震補強、解体等に対する補助制度を検討します、そしてまた市による空き家等の購入や借上げの可能性、有効性についても検討しますというふうに相当踏み込んでいますので、本当にこれ積極的にやっていくのであるとするならば財政措置も講じていかななくてはいけないでしょうし、これを具体的にどのように進めていくのかなんていうことがまず1点疑問です。ちょっと大きな質問になってしまいますけれども。ということと、あわせて住宅リフォーム支援事業、たしか75件の利用というふうにお答えがあったかと思うのですけれども、この予算措置でこの件数でということが妥当と考えるのかどうかについて伺いたします。今年度はもっと増やすべきだと考えるのかどうか伺います。

（建築住宅課長）この空き家のリフォームですとか、解体に対する補助というのは検討を始めておりまして、先日行われた空家対策協議会にも諮って意見を聞いているところです。ただ、これについては、ちょっとまだ県内でもこれを採用している自治体が2割ほどしかなくて、効率性ですとか、それから空き家を持っていない方との公平性ですとか、そう

いったところで検討する項目がちょっと多くて、すぐ来年度からとかという感じではないのですけれども、ちょっとこれについては検討をしていきたいというふうに思っています。

それとあと、空き家の借り上げですとか、こういったことについてもなかなか市で直接借り上げるとかというのは難しいとは思いますが、ちょっと県内で空き家の隣の方がその土地を購入すると補助金をつけるというようなことを今年度から始めたところがありまして、非常にちょっと我々も興味を持っておりまして、ちょっとここについては実際にそういったようなことで効果があるのかどうかというのを少し見て、効果があるようでしたら、ちょっと同じようなことでも検討したいなどは考えております。

それと、リフォームにつきましては、昨年度確かに75件ありまして、予算が500万円ほどありまして、昨年度はたしか9月の30日、これ予算の範囲内でやっておりますので、9月の30日でもう予算、最後の方の申請がありました。恐らくこれは消費税がこれ以降になると、10月1日から消費税が上がるということで、ちょっと早めだったかなというふうには思います。ただ、実は今年度もやはりちょっと人気のある事業というか、補助金の申請が多くて、大分もうあと数十万円のところまで来ているというような状況です。年々最初の申請日が早まってはきているのですけれども、一応現在のところはこの500万円の予算で継続をしていきたいというふうに考えています。

(川崎) あと2項目。

これは、ちょっと単純な質問になります。419ページの確認になるわけなのですが、道路課、令和元年発生交通安全施設災害復旧事業で、強風のためカーブミラーを1基というふうにおっしゃったのでしょうか。カーブミラー10基。10基ですね。分かりました。1基だと随分高いなと思ったので。では、10基ということで、10基で87万2,300円ということですね。それは承知いたしました。

それでは、最後になりますけれども、421ページなのですが、建築住宅課、令和元年発生市営住宅施設災害復旧事業について先ほど説明がございま

した。新宿団地ですか、プロパン庫での屋根。一応修繕で済んだと。本当は全体修繕をするつもりだったので、予算としたらば77万6,000円組んでいたのだけれども、24万5,624円で済んだということで、残額は53万376円になったわけです。ただ、これ経年劣化とかそういうことを私はちょっと想像してしまっただけなんですけれども、今回も一部修繕で済んだということなのですが、であるならば全体修繕ということは年数的にまだ行わなくていい時期なのかどうかということでお伺いをいたします。

（建築住宅課長）この屋根につきましては、現状としてはさほど老朽化してなくて、破損等がなければ今後も使えるような状況になっております。これ当初は屋根の重なり具合がありまして、壊れたところを補修するためにはその重なりの上のほうから全部外していかなければいけないのではないかとということで、全面復旧、全面やり替えということを検討したのですが、実際にちょっと現場でよく詳細を確認して、施工者等に聞いたところ、一部、4分の1だけうまく外れるというようなことでしたので、その部分だけの修繕というふうにさせていただきました。

（委員長）本日の審査は以上で終了いたします。あしたまた午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

（散会 午後4時55分）